

議案第60号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年6月6日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の改正による東京都パートナーシップ宣誓制度の新設を踏まえ、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に係る要件を改める必要があるため、本案を提出いたします。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「含む。以下同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第2項中「、配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「含む。以下同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。